一四二・九三七五MHz	搬送波の周波数から九・三七五kHz高い周波数	
一四二・九四〇六二五MHz（占有周波数帯幅が一一・六kHzを超えるものに限る。）	搬送波の周波数から一二一・五kHz高い周波数	
一四二・九七八一二五MHz（占有周波数帯幅が一一・六kHzを超えるものに限る。）	搬送波の周波数から一二一・五kHz低い周波数	一四三MHz
一四二・九八一二五MHz	搬送波の周波数から九・三七五kHz低い周波数	
一四二・九八四三七五MHz	搬送波の周波数から六・二五kHz低い周波数	
一四六・九三四三七五MHz	搬送波の周波数から六・二五kHz高い周波数	一四六・九二MHz
一四六・九三七五MHz	搬送波の周波数から九・三七五kHz高い周波数	
一四六・九八一二五MHz	搬送波の周波数から九・三七五kHz低い周波数	一四七MHz
一四六・九八四三七五MHz	搬送波の周波数から六・二五kHz低い周波数	

3　前二号の規定にかかわらず、空中線電力が一〇ミリワット以下の場合にあっては、第一号の表の上欄に掲げる占有周波数帯幅の区分に従い、同表の下欄に掲げる周波数の（±）二kHzの帯域内に輻射される電力（絶対利得が〇デシベル以下の送信空中線を使用する無線設備にあっては、等価等方輻射電力）が一マイクロワット以下であること。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

3　この告示による改正前の平成元年郵政省告示第四十九号の規定に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

〇総務省告示第三百三十八号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日　　総務大臣　山本　早苗

第一項第三号中「平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）に規定する」を削り、「及び動物検知通報システム用」を「並びに人・動物検知通報システム用」に改める。

〇総務省告示第三百三十九号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日　　総務大臣　山本　早苗

第一項の表三の項中「平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）に規定する」を削り、同表四の項中「平成元年郵政省告示第四十二号に規定する」を削り、同表六の項中「平成元年郵政省告示第四十二号に規定する」を削り、「動物検知通報システム用」を「人・動物検知通報システム用」に改める。

第二項の表三の項中「受信機入力電圧が七マイクロボルト以下」を「受信機入力電力が（一）九六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下」に、「受信機入力電圧が四・四七マイクロボルト以下」を「受信機入力電力が（一）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下」に改め、同表五の項中「動物検知通報システム用」を「人・動物検知通報システム用」に、「受信機入力電圧が七マイクロボルト以下」を「受信機入力電力が（一）九六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下」に改める。

第三項第二号及び第五項第五号中「動物検知通報システム用」を「人・動物検知通報システム用」に改める。

〇総務省告示第三百四十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第一号ハただし書の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第三百十四号（無線設備規則第四十九条の十四第一号ハのただし書の規定により、同号ハ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日　　総務大臣　山本　早苗

第一項第一号中「（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）」及び「（主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。）」を削り、同項第四号中「（視覚障害者の歩行を援助するための情報を、音声によって伝送する無線電話をいう。）」を削る。